

議第一號

栃木県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部改正について

平成十八年二月二十一日

提出者 榎木県議会議員

議會議員  
阿 楠 久  
本 中 小 島 野 三  
津 木 多 川 高 田 田 森  
憲 弘 勝 幹 猛 尚 文 文  
之 二 司 美 雄 男 男 吾 德

同 同 同 同 同  
板 渡 平 小 菅  
橋 辺 池 戸 谷  
一 秀 文  
好 渡 光 廣 利

栃木県議会議長 木村好文様

栃木県条例第  
号

栃木県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例  
栃木県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例（昭和五十六年栃木県条例  
第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条の表二式の二つを改めよ。

名	選	議員の数
区	区	域
稱	舉	
宇都宮市・上三川町	宇都宮市及び河内郡のうち上三川町の区域	十二
足利市	足利市の区域	四

栃木市	木野市	佐野市	鹿沼市	日光市	小山市	真岡市	大田原市	矢板市	那須塩原市	さくら市	那須烏山市	下野市	河内郡	芳賀郡	下都賀郡	下都賀郡
市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	北	郡	北	南
													部	郡	部	部
													河内郡	芳賀郡	下都賀郡	下都賀郡
													のうち上河内町及び河内町の区域	のうち二宮町の区域を除いた区域	のうち壬生町及び都賀町の区域	のうち大平町、藤岡町及び岩舟町の区域
													一	二	一	一

備考 この表の区域の欄に掲げる郡及び市町の名称及び区域は、平成十八年二月二十日におけるものとする。

附則

この条例は、平成十九年四月一日以後に初めて行われる一般選挙から施行する。